

1 特別支援学級の教育課程の編成

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき特別に編制された学級であるが、小学校又は中学校の中に設置された学級であるため、教育課程は、小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されることが原則となります。しかし、個々の児童生徒の障がいの程度や特性に応じた指導を行うためには、学級の実態に応じて適切な教育課程を編成することが必要です。特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則に次のように規定されています。

学校教育法施行規則第138条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

この規定で引用されている第50条第1項以下の各条項は、小学校又は中学校の教育課程にかかる規定であり、小学校又は中学校の各教科等の授業時数及び各学年の総授業時数、教育課程編成の基準等を定めています。特別支援学級においては、これらの規定にかかわらず、学級の実態に応じて特別の教育課程を編成することが法令上認められています。

しかし、この規定により特別の教育課程を編成するとしても、特別支援学級は小学校・中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものである必要があります。

小学校・中学校の特別支援学級の目標

小学校の特別支援学級

心身の諸機能の調和的発達、基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な基礎的な知識、技能及び態度の習得、集団生活への参加と社会生活の理解などを目標としている。

中学校の特別支援学級

小学校における目標を十分に達成するとともに、更に充実させ、将来の職業生活や社会生活に必要な知識、技能及び態度を身に付けることなどを目標としている。

特別支援学級において、特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の障がいの状態等に
 応じて、特別支援学校の小学部・中学部の学習指導要領を参考として、例えば障がいによる学
 習上又は生活上の困難を改善・克服するために、「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・
 内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を特別支援学校（知的障がい）の各教科
 に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要があります。

◇ 特別支援学校の教育課程

【小学部】

各教科	道徳	外国語活動※	総合的な学習の時間※	特別活動	自立活動
-----	----	--------	------------	------	------

※知的障がいのある児童を教育する小学部では、外国語活動、総合的な学習の時間は
 設けなくてもよい。

【中学部】

各教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
-----	----	-----------	------	------

◇ 特別支援学校において障がいの状態により特に必要がある場合の教育課程の取扱い

【学習指導要領第1章第2節第5の1】

<p>1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。</p> <p>(1)各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。</p> <p>(2)各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。</p> <p>(3)中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。</p> <p>(4)視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。</p> <p>(5)幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。</p>
--

2 特別支援学級の教育課程編成の手順

① 教育課程編成のための具体的な組織と日程を決める

教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実行する必要があります。学校の教育課程編成の中に明確に位置付け、編成の作業日程を明確にし、教育課程の編成方針を全職員が共通理解して進めていくことが重要です。

② 教育課程編成のための事前調査等を行う

実施中の教育課程を検討して評価し、その改善点を明確にします。その際、児童生徒の学習状況や反応などに留意します。

③ 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

学校教育の目的や目標に照らして、特別支援学級の児童生徒がもっている課題を明確にします。

④ 指導内容を選択する

学校や特別支援学級の児童生徒の課題に応じた教育目標の実現を目指して、重点を置くべき指導内容や基礎的、基本的な指導内容を明確にします。

⑤ 指導内容を組織する

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を明確にします。発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し、組織していきます。

⑥ 授業時数を配当する

指導内容との関連において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の年間授業時数を決めていきます。

さらに、各教科等や学習活動の特質に応じて、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を決めていきます。

※引用文献「特別支援学校学習指導要領解説 総則編」平成21年6月 文部科学省

3 個別の指導計画の作成

個別の指導計画は、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行われるよう、学校における教育課程や指導計画、対象の子どもの個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画です。

個別の指導計画には、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう、①実態把握の情報、②長期的目標、③短期的目標、④指導や支援の内容・方法、⑤評価の観点等が明記されます。校内(園内)委員会で計画を作成し、計画に基づいて実践、結果を評価して次の改善につなげる一連の過程(Plan-Do-Check-Action)を繰り返していくことが大切です。

個別の指導計画の様式は、学校ごとに子どもの実態に応じて工夫したり、一定の地域で統一したものを使用したりしています。下の表は、【小学校の様式例】です。

対象となる児童生徒の状態や本人、保護者のニーズ等、あらゆる角度から情報を収集し、実態把握を行います。実態把握では、子どもについて最もよく理解している学級担任が中心となり、特別支援教育コーディネーターと協力しながら、情報収集にあたります。これまでの指導の経過や入学前の教育の状況、生育歴等について情報が必要な場合もあります。このとき、保護者との連携に十分配慮し、必要な情報について共有しあうことが大切です。なお、実態把握の内容は、個人情報であるため、その活用と管理には、教職員の共通理解を図る等、個人のプライバシーが損なわれないよう、十分な配慮が必要となります。

実態把握の結果から、どのようなことをめざすのか、長期的目標について検討します。次に、その目標を達成するための具体的な計画を作成していきます。一般的には長期的目標を達成するための短期的な目標や指導内容の設定、指導の手立ての工夫、指導者や場面の設定等があげられます。さらに、どのような場合に目標が達成されたとみなすか、具体的な評価の基準を明確にしておくことも重要です。

【小学校の個別の指導計画様式例】

実態把握表				指導計画				
記入日	平成 年 月 日	記入者		指導期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
児童名	性別	生年月日		長期目標				
家族状況	本人の実態や保護者のニーズ、得意とすることなどを考慮して無理のない実現可能な目標を設定します。期間は、3ヶ月～1年程度を目安とします。			短期目標	指導内容及び方法	指導の形態	評価	
障がい等の状況				学習面	長期目標を達成するためのスモールステップとなる目標を立てます。期間は、1か月～3ヶ月程度を目安とします。	指導の形態は、一斉指導や個別の指導、習熟度別グループ学習など、どの場面で誰が行う指導かが明確になるようにします。		
諸検査の結果				生活面				
生育歴相談歴	学校生活の様子	学習面	得意とすること、学習面や行動面のつまずきや困難さの状況、またその背景について、行動観察や記録を通して把握します。	行動面	指導内容、方法は、一人一人の実態や目標に基づき、学校生活全体を通して指導すべき内容を精選して設定します。			
	生活面							
	行動面							
本人・保護者の願い	対人関係			対人関係				
学校・担任の願い								

※ 個別の指導計画の様式は巻末にあります。

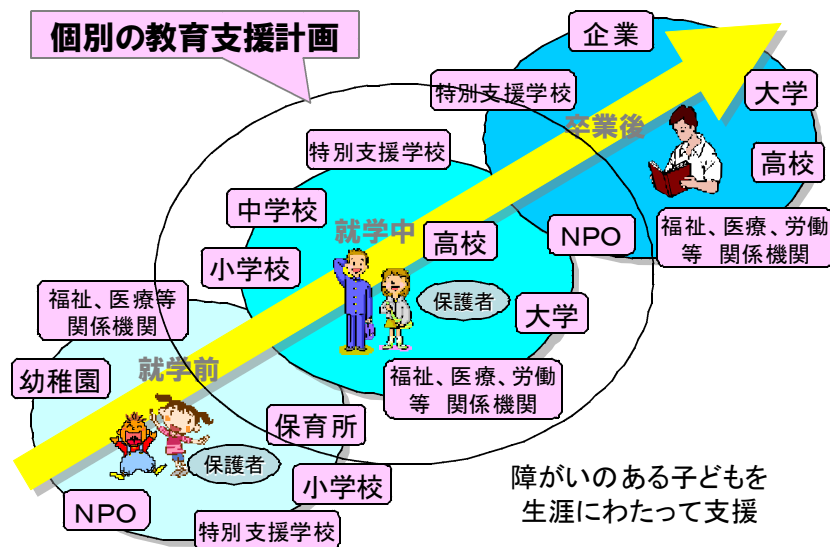
4 個別の教育支援計画の作成

「個別の教育支援計画」は、障がいのある子どもにかかわる様々な関係者が、子どもの障がいの状態等にかかわる情報を共有化し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担等について計画を作成するものです。

障がいのある子どもが、生涯にわたって地域の中で自立し、社会参加していくためには、教育だけでなく、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め、関係機関等の密接な連携協力の下に、多様な支援が確保されることが不可欠です。障害者基本計画では、子どものライフステージに応じて、関係機関、関係部局が連携して、ニーズに応じた支援を効果的に実施するための「個別の支援計画」を作成することと提言しています。

そこで、障がいのある子どもが教育の対象である時期に、学校が中心となって、教育の視点から適切な対応をしていくという考えの下、作成されるものが「個別の教育支援計画」です。つまり、「個別の教育支援計画」の目的は、障がいのある子どもに対し、一貫した長期的な視点で、関係機関が連携して的確な教育的支援を行うことにあります。

個別の教育支援計画の作成においては、保護者も重要な支援者であることから、積極的に参画し、その内容を十分に把握してもらうことが大切です。また、各関係者、関係機関で計画の受け渡しをする場合には、その情報の共有について保護者の同意があることが前提となります。個別の教育支援計画の様式に、保護者の同意の欄を設ける等の工夫を行っている学校もあります。なお、本人に対しても内容を開示することが前提ですが、対象の子どもの発達の段階や心理状態等を十分に考慮しながら、保護者と十分協議して判断することが大切です。



5 交流及び共同学習

特別支援学級及び特別支援学校においては、幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、交流及び共同学習を組織的、計画的、継続的に実施することが重要です。

交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる上で重要な活動です。障がいのない幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ることは、障がいのある幼児児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上でも非常に重要であるといえます。

また、交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒にとって有意義であるばかりでなく、障がいのない幼児児童生徒や地域の人たちが、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための重要な機会でもあります。なお、障がいの理解についての指導を行う際は、発達の段階やプライバシー等に十分配慮する必要があります。



6 指導要録

特別支援学級に在籍する児童生徒の指導に関する記録については、基本的には通常の学級と同じです。ただし、必要がある場合には、特別支援学校の指導要録に準じて作成することとされています。

特別支援学校の指導に関する記録については、小・中学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障がいの状態について作成することとされています。

特別支援学級では、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たっては、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意することが必要です。また、知的障がい特別支援学級において、児童の障がいの状態等に応じて、各教科等を合わせて授業を行った場合や重複障がい者等に関する教育課程の取扱いを適用した場合は、各教科等を合わせて記録できるようにするなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に記入する必要があります。

知的障がい特別支援学級の各教科の学習の記録については、特別支援学校学習指導要領に示されている各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述します。特別活動の記録についても、小・中学校及び特別支援学校における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で記述します。

自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入します。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること
- ② 障がいの状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障がいの状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述します。

【小学校】

- ① 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見

【中学校】

- ① 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意します。ただし、児童生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入しておきます。

また、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じ記入します。

さらに、通級による指導を受けている児童生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を「指導上参考となる諸事項」の欄に記入します。また、通級による指導の内容、指導の成果に関しては、必要に応じて同欄に記載します。



※引用文献 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成22年5月 文部科学省